

公 告

分任契約担当官陸上自衛隊
北海道補給処苗穂支処
会計課長 早坂勝之

次のとおり一般競争入札を行う

1 競争に付する事項

- (1) 工事名：#52隊舎屋外給水バルブ補修工事
- (2) 工事場所：陸上自衛隊苗穂分屯地
- (3) 工事内容：仕様書のとおり
- (4) 工期：令和4年10月31日（月）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和04年度有効の一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」又は「電気工事」の級別の格付けを受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格において「土木工事」に係る等級が「D」以上又は「管工事」に係る等級が「C」以上であること。
- (5) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係があるものすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (6) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 別紙第1「装備品等及び役務の調達にかかわる指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項、入札及び契約心得を示す場所

陸上自衛隊苗穂分屯地及び北海道補給処ホームページ

4 入札（現場）説明会に関する事項

実施しない。ただし、現場確認が必要な場合は、苗穂支処会計課の担当者と希望日の2日前までに日程調整を行った後、確認することができる。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所：陸上自衛隊苗穂分屯地 コミュニティセンター
- (2) 日時：令和4年9月15日（木） 11時00分（10時45分以降入室可）

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除（ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金：免除（ただし、契約者は陸上自衛隊「建設工事に係る標準契約書」（陸幕会第63号（3. 1. 25））建設工事請負契約書「総則」第4条に示す、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結後の保証書を提出するものとする。また、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。）

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札開始時刻に遅れた者の入札
- (4) 入札者が実施した制約に虚偽があった場合及び誓約に違反する事態が生じた場合
- (5) 別紙第2「工事費内訳書」の内容に著しい不備があって当該入札書の内訳であると認められない場合
- (6) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札書、入札金額が訂正された入札
- (7) FAX、電報、電信、電話及びメールによる入札

8 落札決定方式

- (1) 総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、同額の場合は抽選とする。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の10に相当する金額を入札書に記載すること。

9 契約書等の作成

落札者は落札決定後遅滞なく「陸上自衛隊建設工事に係る標準契約書」の様式により契約書を作成する。

10 その他

- (1) 郵便入札の場合は、封筒に「#52隊舎屋外給水バルブ補修工事入札書在中」と明記し、資格審査結果通知書（写）を同封し、**書留郵便等で令和4年9月14日（水）17時までに陸上自衛隊苗穂支処会計課へ必着させること。**この際、入札担当者へ電話にて到達の確認を行うこと。また、電報・電話・FAXによる入札は認めない。提出期限に遅れた入札書及び工事費内訳明細書は、初度の入札には参加できないが、再度の入札には参加できる。

なお、本入札については**新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵便入札を推奨する。**

- (2) 再度の入札があった場合は、直ちに行うものとする。ただし入札者が開札に立ち会わなかった場合及び、郵便による入札があった場合は、令和4年9月21日（水）11時30分より苗穂分屯地コミュニティセンターにて執行する。その際の郵便による入札書及び工事明細内訳書提出期限は、令和4年9月20日（火）17時までに必着とする。
- (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印した時とする。
- (4) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 署名への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の指名および連絡先を記入すること。
- (6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事などから排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (7) 契約金額が300万円以上の場合、契約者は工事の代価について、希望により前金による支払を受けることができる。
- (8) 入札及び仕様書に関する事項の問合せ先

ア 入札に関する事項

陸上自衛隊北海道補給処苗穂支処 会計課（担当：早坂）

TEL 011-711-4251 内線：604

イ 仕様書に関する事項

陸上自衛隊北海道補給処苗穂支処 総務課営繕班（担当：稲船）

TEL 011-711-4251 内線：540

11 公告掲示場所

- (1) 掲示場所：苗穂分屯地、札幌駐屯地、丘珠駐屯地
北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go./gsdf/nae/nadep/dep.html>、
- (2) 掲示期間：令和4年8月22日（月）～令和4年9月15日（木）

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

分任契約担当官陸上自衛隊
北海道補給処苗穂支処
会計課長 早坂 勝之 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

工事費内訳書

工事名	
-----	--

工 種 等	金 額 (円)
1 直接工事費	
2 共通仮設費	
3 現場管理費	
4 一般管理費	
5 工事原価 (1 + 2 + 3 + 4)	

特記仕様書

- I 工事名
#52 隊舎屋外給水バルブ補修工事
- II 工事場所
札幌市東区苗穂町7丁目1-1 陸上自衛隊苗穂分屯地
- III 工事概要
1 仕切弁 (100A×2、弁きょう共) 撤去・新設 一式
2 土工事 一式
- IV 一般事項
1 総則
本特記仕様書及び図面は、陸上自衛隊苗穂分屯地「#52 隊舎屋外給水バルブ補修工事」について必要な事項を規定する。
- 2 施工
本工事施工にあたり特記仕様書及び図面に記載なき事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事)(令和4年版)」、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工編)(令和4年版)」により実施すること。
- 3 疑義
本特記仕様書の内容に明記のないとき、又は疑いを生じたときは、すべて監督官と協議すること。ただし、技術上当然すべき事項については請負業者側の負担において実施するものとする。
- 4 現場管理
(1) 現場は常に諸材料、その他の整理及び清掃を行い火災等の事故防止に努めること。また、喫煙は指定された場所、時間以外は厳禁とする。
(2) 危険性のある場所には、危険標示等の処置を行うこと。
(3) 現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。
(4) その他部隊側の規則、指示に従い遅滞なく作業を行うこと。
- 5 書類手続
本工事に必要な書類等は、監督官の指示に従い遅滞なく提出すること。
- 6 実施工程表
着工に先立ち実施工程表を作成し、監督官の確認を受けること。
- 7 工事写真
工事写真は着工前、竣工後及び工事中の隠蔽となる箇所、その他監督官の指示により撮影し、整理して提出すること。

- 8 後片付け
本工事竣工に際しては、現場の後片付け及び清掃を行うこと。
- 9 検査
本特記仕様書及び図面に基づき請負業者及び監督官が立会の上、検査官が指定した日時で実施する。

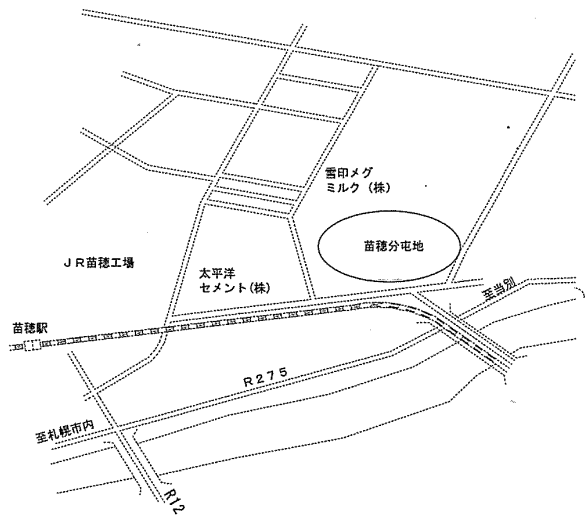
V 特記事項

- 1 撤去工事
(1) 撤去の際は他の施設に損傷を与えないように十分注意すること。
(2) 撤去に伴い発生した金属類は監督官の指示する場所に集積し、発生材調書を提出すること。
- 2 主要材料

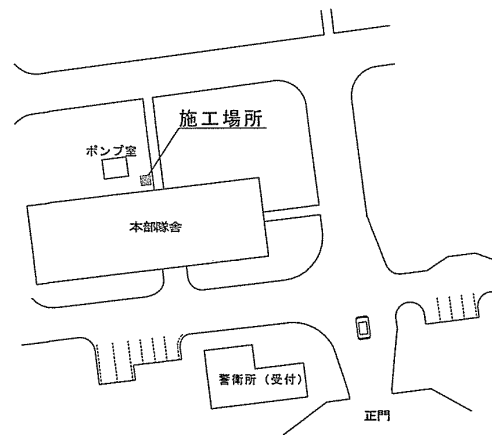
No	材 料 名	規 格	単 位	数 量
1	札幌市型水道管用ソトソル仕切弁	100A	個	2
2	K型短管2号	100A	個	2
3	K型継ぎ輪	100A	個	2
4	離脱防止押輪CMBステンセット	100A	個	4
5	弁きょう	-	個	2

- 3 その他
断水を要する工種実施の際は土日祝日を基準とし、細部時程については監督官と協議すること。

件名	#52 隊舎屋外給水バルブ補修工事				図番番号	1/3
種別	特記仕様書				縮尺	
支処長	総務課長	営繕班長	営繕係長	営繕主任	給排水主任	設計
陸上自衛隊北海道補給処苗穂支処					令和4年 8月 2日	

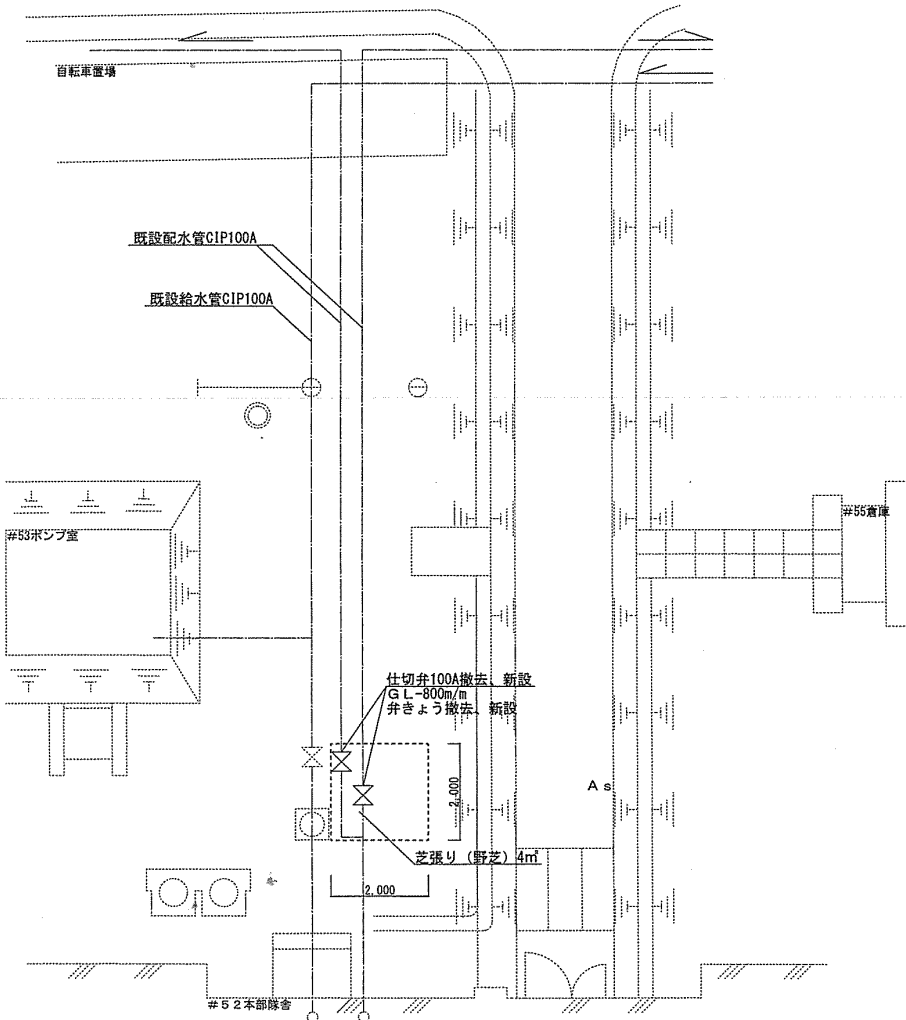


案内図 S=1:12,500



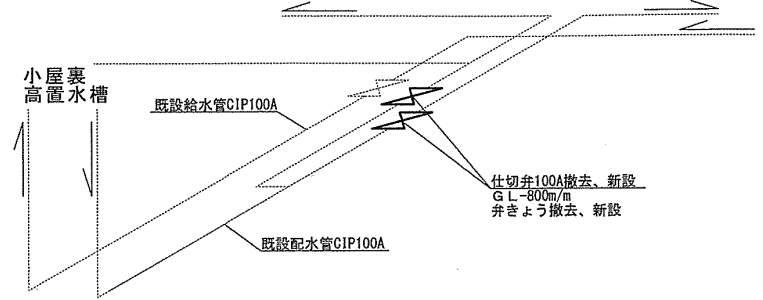
配置図 S=1:300

件名	＃52隊舎屋外給水バルブ補修工事	図番番号	2/3
種別	案内図、配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊北海道補給処苗穂支処		令和4年 8月 2日	

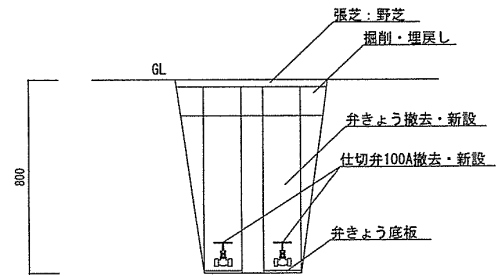


屋外給水設備図 S=1:100

記号	名称	備考
△	新設仕切弁	札幌市型水道管用カシメ仕切弁100A
—	既設給水管・配水管	
⊙	電柱	
—	支線	



給水配管系統図 S=1:60



仕切弁詳細図 S=1:20

件名	#52隊倉屋外給水バルブ補修工事	図番番号	3/3
種別	屋外給水設備図、給水配管系統図、仕切弁詳細図	縮尺	図示
陸上自衛隊北海道補給処苗穂支処		令和4年8月2日	